

# 警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令

(制定：令和4年3月28日 和歌山県警察本部訓令第13号)

警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

## 警察署分庁舎の設置及び運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、和歌山県警察組織の細目等に関する規程（昭和37年和歌山県警察本部訓令第32号。以下「組織細目規程」という。）第26条第2項の規定に基づき、警察署分庁舎の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分庁舎の設置)

第2条 有田湯浅警察署に有田湯浅警察署有田分庁舎（以下「有田分庁舎」という。）を、新宮警察署に新宮警察署串本分庁舎（以下「串本分庁舎」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する分庁舎の位置、担当区域は次の表のとおりとする。

分庁舎	位置	担当区域
有田分庁舎	有田市宮崎町265番地	有田市
串本分庁舎 (分庁舎別館)	東牟婁郡串本町串本2114番地 (東牟婁郡串本町サンゴ台783番地6)	東牟婁郡古座川町及び串本町

(分庁舎長)

第3条 組織細目規程第26条の2第1項の規定に基づき、有田分庁舎に有田分庁舎長を、串本分庁舎に串本分庁舎長を置く。

2 分庁舎長は、分庁舎が置かれる警察署（以下「本署」という。）の警察署長（以下「署長」という。）の指揮を受け、次に掲げる事務を処理し、分庁舎に勤務する警察職員並びに担当区域の交番、警察官駐在所及び所在地受持に勤務する警察官を指揮監督する。

- (1) 担当区域における事件・事故等の初動警察活動に関すること。
- (2) 担当区域における許可、認可、免許等の行政処分に関する申請、届出等の受理及び処理に関すること。
- (3) 担当区域の関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) 分庁舎の各係の業務調整及び本署との連絡調整に関すること。
- (5) 分庁舎の維持・管理に関すること。
- (6) 分庁舎における公印、警察手帳及び拳銃の保管管理（拳銃の保管管理については串本分庁舎長に限る。）に関すること。
- (7) 分庁舎で使用する車両の維持・管理及び安全運転業務の推進に関すること。
- (8) その他署長から特に命じられたこと。

(分庁舎の係等)

第4条 分庁舎に、次の係又は班を置く。

- (1) 生活安全許可係
- (2) 交通許可係
- (3) 警備係（串本分庁舎に限る。）
- (4) 自動車警ら班

(係長等)

第5条 前条に定める係又は班に所要の係長若しくは班長、主任又は係員若しくは班員を置く。

2 前項に定める係長若しくは班長、主任及び係員若しくは班員について、組織細目規程第12条第2項から第6項まで及び第12条の2の規定を準用する。

(係の分掌事務)

第6条 第4条に定める係の分掌事務は、組織細目規程第25条の規定に準じ、署長が定める。

(決裁等)

第7条 分庁舎の各係並びに分庁舎の担当区域にある交番、警察官駐在所及び所在地受持における事務は、分庁舎長、本署主管課長、本署副署長、署長の順を経て決裁を受け、又は報告するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(合議)

第8条 本署の課長は、分庁舎担当区域の関係機関・団体と調整等を行う必要のある事務については、分庁舎長に合議するものとする。

(文書の收受及び発出)

第9条 分庁舎に到着した文書（郵便による物品を含む。）は、本署警務課において收受するものとする。ただし、和歌山県警察公文書管理規程（平成13年和歌山県警察本部訓令第21号）第8条第7号に規定する一般文書のうち内容が軽易又は定型的なものについては、分庁舎長が收受し、処理することができる。

2 分庁舎の業務に関し外部に文書を発出する場合は、本署主管課において、署長又は本署主管課長名により行うものとする。

(総合運用の原則)

第10条 署長は、本署及び分庁舎に勤務する警察職員の総合運用に努め、もって管内住民の安全と安心の確保を図ることを旨とする。

2 本署及び分庁舎に勤務する警察職員は、相互に連携し、連絡調整を図ることとし、署長の指揮監督の下に、挙署一体となった警察活動の推進に努めなければならない。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、分庁舎の運用等に関し必要な事項は、別に定める。